

資料編

1 真岡市自殺対策委員会設置規程

(設置)

第1条 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、真岡市自殺対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の諸施策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は健康福祉部長をもって充て、委員は別表1に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進部会)

第5条 委員会に、下部組織として部会を設置する。

2 部会は、第2条に掲げる事項に関する調査研究及び自殺対策計画の素案の作成を行う。

3 部会は、リーダー及びメンバーをもって組織する。

4 リーダーは健康福祉部長をもって充て、メンバーは別表2に掲げる課に属する職員からリーダーが指名する者をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

2 真岡市自殺対策計画策定委員会設置規程(平成30年訓令第19号)は、廃止する。

別表１（第３条関係）

総務部長 産業部長 教育次長 総務課長 健康増進課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 こども家庭課長 商工観光課長 学校教育課長 生涯学習課長

別表２（第５条関係）

総務課 健康増進課 社会福祉課 高齢福祉課 こども家庭課 商工観光課 学校教育課 生涯学習課

２ 真岡市健康 21 プラン推進協議会委員名簿

No.	氏 名	所 属 先
1	麦倉 竹明	真岡市議会民生文教常任委員会
2	春山 則子	真岡市国民健康保険運営協議会
3	橋本 文雄	真岡市自治会連合会
4	飯山 美代子	真岡市女性団体連絡協議会
5	一木 弘司	真岡市老人クラブ連合会
6	飯田 悦子	真岡市農村生活研究グループ協議会
7	岩崎 研司	連合栃木芳賀地域協議会
8	山口 洋子	真岡市食生活改善推進員協議会
9	落合 欣也	真岡市スポーツ推進委員会
10	九嶋 敦	芳賀郡市医師会真岡支部
11	平岡 純	真岡市歯科医師会
12	平松 寿子	芳賀郡市薬剤師会
13	坂本 美子	栃木県栄養士会県東支部
14	大原 智子	県東健康福祉センター

3 真岡市自殺対策計画策定の経過

令和5年 2月10日	令和5年度 真岡市自殺対策委員会
令和5年 7月 3日	令和5年度 真岡市自殺対策検討部会
令和5年11月 6日	令和5年度 真岡市自殺対策検討部会
令和6年 2月 1日	令和5年度 真岡市自殺対策委員会
令和6年 5月20日	令和6年度 真岡市自殺対策検討部会
令和6年 6月25日	令和6年度 真岡市自殺対策委員会
令和6年 7月11日	真岡市健康21 プラン推進協議会
令和6年 8月～9月	パブリックコメントの実施
令和6年11月	第2期真岡市自殺対策計画の決定・公表

4 用語集

EPDS (イーピーデーイーエス)	エジンバラ産後うつ病質問票 (Edinburgh Postnatal Depression Scale) 産後うつ病のスクリーニングを目的として10項目の質問票があり、30点中9点以上、10項目が1点以上、その他産婦の様子のうち、いずれかに該当する場合は継続的な支援が必要と判断します。
基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族の方の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
こども家庭センター	児童福祉・母子保健の両機能が連携・協働をし、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行う。
産後うつ病	分娩後の数週間、あるいは数カ月間、極度の悲しみを感じたり、普段行っていた活動への興味を喪失したりする状態
自殺死亡率	人口10万人あたりの自殺者数。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を定めるもの。

自殺対策基本法	自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。平成 18 年 6 月に公布、10 月に施行。年間の自殺者が毎年 3 万人を超えていた日本の現状に対処するために制定された。
自殺対策強化月間	自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い 3 月を自殺対策強化月間として定めている。
自殺統計	警察庁によるもの。総人口（日本人における外国人も含む）を対象としている。発見地を基に自殺死体発見時点、また、捜査等により死亡した理由が自殺であると判明した時点で、自殺として計上している。
自殺予防週間	自殺対策基本法において、9 月 10 日から 9 月 16 日までを自殺予防週間と位置づけ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとするとしている。
自損行為	自殺の目的による行為、故意に 自分自身に傷害を加えた事故。
自立相談支援センター	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に生活困窮に至った者に対して、自立に向けた相談や支援を行う機関。
人口動態統計	厚生労働省によるもの。日本人のみを対象としている。住所地を基に、死亡時点で計上している。自殺、他殺あるいは事故死のいずれかが不明のときは、自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺であった旨の報告がない場合には、自殺として計上していない。
地域共生社会	誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う社会。国においても「ニッポン一億人総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において実現が位置づけられている。
地域自殺対策政策パッケージ	地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析したパッケージ。

地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
特定妊婦	児童福祉法に基づいた養育上の公的支援を妊娠中から要するような環境にある妊婦。
DV（ドメスティックバイオレンス）	domestic violence の略。明確な定義はないが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で 사용되는ことが多い。
ひきこもり	厚生労働省の定義では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいる。 コンビニや自分の趣味などで外出できる者は、本計画ではひきこもりとしていない。

5 栃木県の取組（抜粋）

①県民一人ひとりの気付きと見守りを促す

県民一人ひとりが「自殺予防の主役」として、自殺の問題や心の健康問題に関心を持ち理解を深めるとともに、悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく「ゲートキーパー」としての役割を全ての県民が担えるよう普及啓発を展開します。さらに、うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を行うことにより、早期休息、早期相談、早期受診を促進します。

②自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、国の自殺総合対策推進センターと連携し、自殺に関する調査研究等を実施するとともに、市町等へ情報を提供することにより、地域における自殺対策の推進に協力します。

③自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

「ゲートキーパー」としての役割を担う人材を養成するとともに、自殺対策の専門家として相談支援等の自殺対策に取り組む人材の確保、養成、資質の向上に取り組みます。また、かかりつけの医師や介護事業従事者、民生委員等日頃から包括的な支援に携わっている支援者等に対して、心の健康づくり等に関する知識の普及に努めるとともに、自殺対策に関わる人材として養成していきます。さらに、教職員などを対象に、心の健康問題を抱えた児童生徒の対応方法等に関する研修や、性的マイノリティへの理解を促進し、資質の向上を図ります。

④心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となりうる様々なストレスについて、職場におけるストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康づくりに加えて、過重労働の是正やハラスメント対策など、メンタルヘルス対策が促進されるよう啓発し、環境改善を図ります。また、精神保健福祉センターや健康福祉センターにおいて、心の健康に関する相談支援に取り組めます。さらに、大規模災害等の発生時に、被災者の心のケアや災害保健医療活動等が適切に行えるよう災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の体制整備に取り組めます。

⑤適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなげる体制や適切な精神科医療を受けられる体制、夜間・終日等における精神科救急医療体制の充実を図ります。また、うつ病等の精神疾患患者、依存症患者、慢性疾患患者、難病患者等への相談支援体制の充実や支援を行うとともに、本人が抱える様々な悩みに対して包括的に対応するため、精神科医療、

保健、福祉等の各施策と連動性を高めます。

⑥社会全体の自殺リスクを低下させる

「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らすため、関係機関と連携し、インターネット上における自殺関連情報への対策等に取り組みます。また、自殺者数に占める割合が高い高齢者については、健康問題の改善や孤独・孤立を防ぐための見守り等について、地域包括支援センター等関係機関との連携協力体制をより一層進めます。さらに、様々な分野の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすため、相談窓口情報の分かりやすい発信、犯罪被害者、多重債務者、生活困窮者、ひきこもり、妊産婦やケアラー（介護が必要な家族等をケアする人）等への相談支援体制の整備・充実を図ります。

⑦自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、警察、消防、医療機関等の関係機関による連携体制の整備・充実を図ります。また、救急医療機関に搬送された自殺未遂者について身体科と精神科の連携を一層推進するとともに、退院後も含めて精神科又は心療内科につなぐなど、継続的かつ適切に介入する体制の構築を推進します。さらに、自殺未遂者等に対し、その後の自殺企図を予防するため、感情調節スキル等を見に付ける機会や、家族等の身近な支援者に対して未遂者等への関わり方や理解を深めるための心理教育の機会を設けるなど支援を行います。

⑧遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人等への相談支援体制を充実させるとともに、迅速に相談支援につながるよう相談窓口の周知を行います。また、遺族による自助グループ等の活動を支援するとともに、対応する人材の資質の向上を図ります。

⑨民間団体との連携を強化する

相談支援や人材育成等の自殺対策を行っている関係機関・団体等を支援するとともに、関係法令も踏まえながら生きることの包括的な支援を行う関係機関・団体等とも連携して自殺対策に取り組みます。

⑩子ども・若者の自殺対策を更に推進する

教職員等を対象にした対応力向上の研修や、性的マイノリティ等への理解促進を図る研修、学校におけるスクールカウンセラーの配置やSOSの出し方に関する教育の推進、いじめ等の問題行動、ひきこもりや不登校等に悩む子どもや保護者からの相談について、相談支援体制の充実を図ります。また、自発的には相談や支援につながりにくいと言われる若者に対し、インターネットやSNS等の多様な手段を活用した対策を講じることとします。

⑪勤務問題による自殺対策を更に推進する

長時間労働や過重労働による、いわゆる過労死・過労自殺や健康障害の防止に向け、関係機関・団体等と連携し、ストレスチェック制度の確実な実施や職場におけるメンタルヘルス、ハラスメント対策が促進されるよう啓発を推進します。また、労働者のメンタルヘルス向上を図るため、産業カウンセラーなどによる相談支援を行います。さらに、女性の活躍を含めた働き方改革や仕事と家庭の両立を推進するため、普及啓発や各種講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

⑫女性の自殺対策を更に推進する

令和6（2024）年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることを踏まえ、国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」等に基づき、困難な問題を抱える女性への必要な取組を推進します。予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進します。また、子育てや親子関係の不和等家庭問題で悩みを抱えることの多い40歳代及び50歳の女性など、様々な困難な問題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等を行います。

6 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

（最終改正：平成 28 年法律第 11 号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての

調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談

その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

7 相談窓口一覧

〇こころとからだの相談				
相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間	備考
健康についての相談	真岡市健康増進課	0285-83-8122	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
ストレス・うつ・依存症など の相談	精神保健に関する相談 栃木県県東健康福祉センター	0285-82-2138	月～金曜日 8:30～17:15	
	こころのダイヤル	028-673-8341	月～金曜日 9:00～17:00	
死にたい気持ちなどの相談	真岡市社会福祉課	0285-83-8129	月～金曜日 8:30～17:15	
	栃木いのちの電話	028-643-7830	毎日 365日 24時間	
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00～ 翌11日 8:00まで	
自死遺族の相談	わかちあいの会	028-622-7970	毎月第1・第3土曜 日 14 時～	
自傷行為・自殺未遂等の経過 を持つ方やその家族からの相談	頻回自傷・未遂者及び家族等特定 相談（栃木県精神保健福祉セン ター）	028-673-8452	毎月第2水曜日 13:30～15:30	要予約

〇多重債務・生活困窮・借金に関する相談				
相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
多重債務・消費生活の相談	真岡市消費生活センター	0285-84-7830	月～金曜日 9:00～16:00 12:00～13:00を除く	要予約
多重債務の相談	多重債務専門相談窓口 財務省関東財務局 宇都宮財務事務 所	028-028-633-6294	月～金曜日 8:30～17:00	土日祝日、年 末年始を除く
	栃木県弁護士会（多重債務相談セ ンター）	028-689-9001	月～金曜日 10:30～16:30 12:00～13:00を除く	
	栃木県司法書士会	028-614-1122	月～金曜日 9:00～17:00	
生活・経済困窮の相談	真岡市社会福祉課	0285-83-6063	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
	栃木県県東健康福祉センター （生活福祉課）	0285-82-3322	月～金曜日 8:30～17:15	
生活の不安や困りごとの相談	真岡市自立相談支援センター	0285-81-6011	月～金曜日 8:30～17:15	
借金・離婚などの 法的トラブルの相談	日本司法支援センター （法テラス）	0570-07-8374	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	要予約 土日祝日、年 末年始を除く

○仕事・就労等の相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
就労の相談	ハローワーク真岡	0285-82-8655	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
働く人の メンタルヘルスの相談	栃木県労働政策課	028-623-3217	月～金曜日 8:30～17:15	
労働の相談	栃木県労働委員会事務局	028-623-3337	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:15	
	労働相談ダイヤル (連合・労働相談センター)	0120-154-052	月～金曜日 9:30～17:30	年末年始を除く
	労働条件相談 「ほっとライン」	0120-811-610	月～金曜日 17:00～22:00 土・日・祝日 9:00～21:00	
	なんでも法律相談 (連合栃木)	0120-190-537	毎月5日・15日・25 日 13:30～16:00	要予約

○高齢者や介護保険についての相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
介護保険についての相談	真岡市高齢福祉課	0285-83-8094	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
高齢者についての相談	地域包括支援センターもおか	0285-83-8132	月～金曜日 8:30～17:00	
	地域包括支援センターにのみや	0285-74-5139	月～金曜日 8:30～17:00	

○障がいについて相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
アルコール・ギャンブル依存 症などの相談	精神保健に関する相談 栃木県東健康福祉センター	0285-82-2138	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
障がい福祉サービスや障がい 者の自立などの相談	真岡市基幹相談支援センター (障害児者相談支援センター)	0285-80-7765	月～金曜日 8:30～17:15	
医療的ケア児・障がい児 障がい者に関する相談	真岡市社会福祉課	0285-83-8129	月～金曜日 8:30～17:15	

○子ども・子育ての相談

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間	備考
妊娠・出産・育児の相談	真岡市こども家庭センター (こども家庭課内)	0285-83-8121	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
学童期・思春期についての相 談	真岡市こども家庭センター (こども家庭課内)	0285-82-1113	月～金曜日 8:30～17:15	
育児の相談	あかちゃんすくすくテレフォン相談	028-623-4152	月～土曜日 10:00～17:00	日曜祝日、年 末年始、5/30 を除く
	テレホン児童相談	028-665-7788	毎日 9:00～20:00	
教育相談	真岡市教育委員会学校教育課	0285-83-8181	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く

○虐待・いじめ・不登校・ひきこもり・ヤングケアラー・予期しない妊娠の相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
ひきこもり・不登校の相談	栃木県子ども・若者・ひきこもり相談総合センターボラリス★とちぎ	028-643-3422	火～土曜日 10:00～19:00	要予約
中高年ひきこもりの相談	栃木県子ども・若者・ひきこもり相談総合センターボラリス★とちぎ	028-643-3438	火～土曜日 10:00～19:00	要予約
いじめの相談 ※子ども専用	いじめ相談さわやかテレホン	028-665-9999	毎日 24 時間	
しつけ・学習・いじめ・不登校などの相談※保護者専用	家庭教育ホットライン	028-665-7867	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:30	日曜祝日・年末年始を除く
ひきこもりの相談	真岡市社会福祉課	0285-83-8129	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年末年始を除く
就学・いじめ・不登校の相談	真岡市教育委員会学校教育課	0285-83-8180	月～金曜日 8:30～17:00	
いじめ・差別などの相談	こどもの人権110 (大人も子供も相談可)	0120-007-110	月～金曜日 8:30～17:15	
虐待・里親・育児の相談	栃木県中央児童相談所	028-665-7830	月～金曜日 8:30～17:15	
虐待・不登校・育児 ヤングケアラー等の相談	真岡市子ども家庭センター (こども家庭課内)	0285-82-1113	月～金曜日 8:30～17:00	
親と子の悩み相談	真岡市少年指導センター	0285-82-3571	月～金曜日 8:30～17:00	
予期しない妊娠や出産についての相談	にんしんSOSとちぎ	050-5526-4662	火曜日10:00～14:00 土曜日14:00～18:00	
		ninshin-sos tochigi.com	24時間	

○ひとり親家庭やDVなどの相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
DV・離婚・ひとり親等に関する相談	真岡市子ども家庭課	0285-82-1113	月～金曜日 8:30～17:00	土日祝日、年末年始を除く
DV・いじめ・ハラスメント・ストーカーなどの相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15	
女性のためのDV相談	とちぎ男女共同参画センター	028-665-8720	月～金曜日 9:00～20:00 土曜日・日曜日 9:00～16:00	

○心配ごととの相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
日常生活の悩みごと 困りごとの相談	心配ごと相談 真岡市社会福祉協議会	0285-82-8844	毎週火曜日 第5火曜日を除く 9:00～11:30	要予約

○犯罪・性暴力・緊急時の相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	備考
性暴力被害の相談	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	#8 8 9 1	月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～12:30	
犯罪被害の相談	犯罪被害に関する相談 （被害者支援センターとちぎ）	028-643-3940	月～金曜日 10:00～16:00	土日祝日、年 末年始を除く
緊急時の相談	真岡警察署	0285-84-0110	24時間	

○どこに相談してよいかわからないとき

相談窓口	電話番号	受付時間	備考
真岡市社会福祉課	0285-83-8129	月～金曜日 8:30～17:15	土日祝日、年 末年始を除く
栃木県県東健康福祉センター （健康支援課）	0285-82-2138	月～金曜日 8:30～17:15	

真岡市自殺対策計画

令和6（2024）年11月

発行 真岡市

編集 真岡市健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

電話 0285-83-8129(直通)

ホームページ [https:// www.city.moka.lg.jp](https://www.city.moka.lg.jp)